

Jアラート新型受信機更新業務 仕様書

1. 適 用

本仕様書は、宍粟市（以下「発注者」という。）が更新する Jアラート（全国瞬時警報システム）新型受信機に適用する。

2. 目 的

既設 Jアラート受信機であるセンチュリー・システムズ株式会社製 JARS-2000（以下「既設受信機」という。）は、導入から 5 年以上が経過し、構成部品の老朽化等に伴う故障件数が増加していることにより、緊急情報の住民伝達に支障を来すことが懸念されることや、既設受信機のサポートが令和 8 年度に終了となること、また地域単位で細分化して情報を配信できるようにするためのシステム更改に対応できるよう機能強化が図られた新型受信機に更新を行うものとする。

3. 設置箇所

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市役所 3 階

4. 概 要

品名・形式	仕 様	台数
Jアラート受信機	センチュリー・システムズ株式会社製 JARS-3000	1 台

- (1) 既設受信機を撤去し、センチュリー・システムズ株式会社製 Jアラート受信機 JARS-3000 を導入すること。
- (2) 既設受信機の設定内容を新型受信機に正しく移行し、既設システムの運用が変更されることなく新型受信機に入れ替えること。
- (3) 既設自動起動装置との接続確認を行い、連携試験を実施すること。その際、誤報を出さないよう十分注意して行うこと。

5. 契約の範囲

契約の範囲は、本機器の運搬・据付および調整試験完了までに必要な機器及び関係公官庁等への諸手続きを含む検収に至るまでの一切とする。また、本機器受け渡し前に要する費用は、すべて契約金額に含むものとする。

6. 書類の提出

受注者は、本機器設置完了後、速やかに次の書類を発注者に提出するものとする。

- 1) 完成図書 2 部
- 2) 取扱説明書 1 部
- 3) その他発注者が指定するもの 指定部数

7. 設置期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日までとする。

8. 仕様書の疑義

受注者は、本仕様書記載内容の通りの機器を納入するものとする。但し、仕様書に疑義が生じた場合は直ちに発注者へ連絡し、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。なお、本仕様書に示されていない事項であっても当然必要と認められる事項は、受注者の責任において実施するものとする。

9. 内容変更

本仕様書の内容については、特別の事由が無い限り変更は認めないが、発注者または受注者のやむを得ない都合により内容に変更が生じた場合は、発注者、受注者が協議のうえ、決定するものとする。

10. 検 収

受注者は、本機器設置後に設置完了届を発注者に提出し、発注者の行う検収検査の合格をもって検収とする。

11. 保証期間

保証期間は、本機器の目的物の引渡しを受けた日（検査に合格した日）から起算して1年間とし、受注者の機器製作及び設置時に起因と判断される障害が発生した場合、すみやかに無償修復または交換を行うものとする。

12. その他

本機器の入札にあたり、既存の設備・ネットワーク環境など現地の確認を必要とする場合は、関係各所と調整のうえ行うものとする。

J-ALERT配置概要図

